

## 津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金交付要綱

令和2年9月1日

津地ス第204号

(趣旨)

第1条 市長は、スポーツの競技力の向上、交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的として、本市が所管する市内のスポーツ施設（別表第2に掲げる施設に限る。以下「スポーツ施設」という。）を使用するスポーツの大会（以下「大会」という。）又は合宿（以下「大会・合宿」という。）の誘致を図るため、大会・合宿を開催する実行委員会その他の団体（以下「開催団体」という。）に対し、予算の範囲内において津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象大会・合宿)

第2条 補助金の交付の対象となる大会・合宿は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) スポーツ施設を会場として使用し、2日間以上連続して開催するものであること。
- (2) 市外からの大会・合宿の参加者（選手、監督、大会の役員その他の関係者を含む。以下同じ。）が、大会・合宿の開催中において市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の施設（市内の施設に限る。）をいう。以下同じ。）に大会については延べ100人以上、合宿については延べ10人以上が宿泊するものであること。
- (3) 営利又はチャリティー（収益金の寄付を目的とする事業をいう。）を目的としたものでないこと。
- (4) 専らプロスポーツの選手の参加を目的としたものでないこと。
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するものでないこと。
- (6) 公序良俗に反するおそれのあるものでないこと。
- (7) 親睦のみを目的としたものでないこと。
- (8) 国又は地方公共団体が開催団体の構成員として主催し、又は共催するものでないこと。
- (9) 当該大会・合宿の開催に当たり、本市から補助金、交付金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けていないこと。
- (10) 大会・合宿の参加者が暴力団員等（津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。次条第3号において同じ。）でないこと。

2 前項第2号の規定による宿泊者の延べ人数には、大会・合宿の開始前の宿泊及び終了後の宿泊の人数を含めないものとする。

3 同一日に複数の大会・合宿が重複して開催される場合における同一者の宿泊に係る補助金については、市長は、重複して交付することができない。

(交付対象開催団体)

第3条 補助金の交付の対象となる開催団体は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 開催団体の代表者及び所在地が明らかになっていること。
- (2) 開催団体の事業活動及び経理が明確に行われていること。
- (3) 開催団体の構成員が暴力団員等でなく、かつ、暴力団員等と社会的に非難される関係でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表第1に定めるところによる。

2 補助金の交付は、一の大会・合宿につき1回限りとし、その額は30万円を上限とする。  
(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大会・合宿を開始する1週間前までに、津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 大会・合宿の趣意書・開催要項・スケジュール表
- (2) 大会・合宿参加者宿泊計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 申請者は、第5条の規定による申請の内容に変更があった場合(補助金の額が変更となる場合に限る。)は、津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(次条及び第10条において「交付決定者」という。)は、大会・合宿が終了したときは、速やかに津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金宿泊者名簿兼宿泊証明書(様式第5号)
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(請求)

第9条 前条に規定する報告書を提出した交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(交付対象大会・合宿の特例)

- 2 令和2年9月1日から令和2年9月30日までの間において、第2条第1項第2号中「市外からの大会・合宿の参加者」とあるのは、「岡山県内かつ市外からの大会・合宿の参加者」とする。

付 則（令和2年10月1日津地ス第232号）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

付 則（令和3年4月1日津地ス第287号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月26日津地ス第31号）

- 1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

（交付対象大会・合宿の特例）

- 2 令和3年4月26日から令和3年5月16日の間において、第2条第1項第2号中「市外からの大会・合宿の参加者」とあるのは、「岡山県内かつ市外からの大会・合宿の参加者」とする。

付 則（令和3年6月21日津地ス第141号）

- 1 この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

（交付対象大会・合宿の特例）

- 2 令和3年6月21日から令和3年7月11日の間において、第2条第1項第2号中「市外からの大会・合宿の参加者」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域の在住者を除く市外からの大会・合宿の参加者」とする。

付 則（令和3年7月12日津地ス第171号）

- 1 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

（交付対象大会・合宿の特例）

- 2 令和3年7月12日から当面の間において、第2条第1項第2号中「市外からの大会・合宿の参加者」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域の在住者を除く市外からの大会・合宿の参加者」とする。

付 則（令和4年4月1日津地ス第589号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年9月1日津地ス第278号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金交付要綱に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第4条関係）

宿泊者の延べ人数	補助金の額
10人以上19人以下	宿泊者の延べ人数に1,000円を乗じて得た額
20人以上29人以下	2万円
30人以上39人以下	3万円
40人以上49人以下	4万円
50人以上59人以下	5万円
60人以上69人以下	6万円
70人以上79人以下	7万円
80人以上89人以下	8万円
90人以上99人以下	9万円
100人以上109人以下	10万円
110人以上119人以下	11万円
120人以上129人以下	12万円
130人以上139人以下	13万円
140人以上149人以下	14万円
150人以上159人以下	15万円
160人以上169人以下	16万円
170人以上179人以下	17万円
180人以上189人以下	18万円
190人以上199人以下	19万円
200人以上209人以下	20万円
210人以上219人以下	21万円
220人以上229人以下	22万円
230人以上239人以下	23万円
240人以上249人以下	24万円
250人以上259人以下	25万円
260人以上269人以下	26万円
270人以上279人以下	27万円
280人以上289人以下	28万円
290人以上299人以下	29万円
300人以上	30万円

別表第 2 (第 1 条関係)

名称	位置
津山スポーツセンター(野球場、小野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート)	津山市勝部 20 番地 2
津山市草加部グラウンド	津山市草加部 1144 番地 8
西部公園(グラウンド、テニス場)	津山市二宮 420 番地
衆楽公園(中央公園グラウンド、弓道場)	津山市山北 628 番地
東部運動公園グラウンド	津山市川崎 1610 番地
津山東武道場	津山市林田 1514 番地
津山市加茂町スポーツセンター(ソフトボール場、テニス場、体操練習場)	津山市加茂町中原 478 番地 2
津山市加茂町スポーツセンター(総合グラウンド)	津山市加茂町中原 485 番地 1
津山市加茂町スポーツセンター「加茂町 B&G 海洋センター」(体育館、プール)	津山市加茂町中原 493 番地 3
津山市加茂町スポーツセンター(屋内ゲートボール場)	津山市加茂町中原 497 番地 3
津山市加茂町武道館	津山市加茂町桑原 280 番地
津山市阿波グラウンド(野球場)	津山市阿波 3303 番地
阿波ふるさとふれあい会館	津山市阿波 3307 番地
勝北総合スポーツ公園(野球場、多目的広場、テニス場、プール、ゲートボール場)	津山市西下 1100 番地 1
津山市ターゲットバードゴルフ場(日本原コース)	津山市市場 2147 番地 1
津山市久米総合文化運動公園(多目的広場グラウンド、体育館、テニス場)	津山市中北下 1271 番地
津山市久米総合文化運動公園(市民プール)	津山市中北下 1273 番地
津山市阿波こぶしアリーナ(体育館)	津山市阿波 1785 番地 2
岡山県津山総合体育館(体育館、柔道場、剣道場、トレーニング室)	津山市山北 669
岡山県津山東体育館(体育館)	津山市林田 1200-2
岡山県津山陸上競技場(陸上、トレーニング室、多目的広場)	津山市志戸部 245

※各施設の会議室、研修室等を除く。

※中央公園グラウンド内にある多目的広場(無料施設)の単独利用を除く。

様式第 1 号(第 5 条関係)

様式第 2 号(第 5 条関係)

様式第 3 号(第 7 条関係)

様式第 4 号(第 8 条関係)

様式第 5 号(第 8 条関係)

様式第 6 号(第 9 条関係)